「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部改正（案）　新旧対照表

現　　行	改　正　案
第１　物質濃度規制に係るもの	第１　物質濃度規制に係るもの
１　事業場において発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域	１　事業場において発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域
（１）　河北町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（１）　河北町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
（２）　西川町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（２）　西川町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
（３）　朝日町の地域のうち、次のＡ区域及びＢ区域の全地域	
イ　Ａ区域　用途地域のうち、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域	
ロ　Ｂ区域　用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域	
（４）　大江町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（３）　大江町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
（５）　小国町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（４）　小国町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
（６）　白鷹町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（５）　白鷹町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
２　－略－	２　－略－
第２　臭気指数規制に係るもの	第２　臭気指数規制に係るもの
１　事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域	１　事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
（１）　山辺町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（１）　山辺町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
（２）　中山町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域	（２）　中山町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域
イ～ハ　－略－	イ～ハ　－略－
	（３）　朝日町の地域のうち、次のＡ区域及びＢ区域の全地域
	イ　Ａ区域　用途地域のうち、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
	ロ　Ｂ区域　用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域

（３）　大石田町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （４）　金山町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （５）　最上町の地域のうち、次のＡ区域及びＢ区域の全地域 イ及びロ　－略－ （６）　真室川町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （７）　高畠町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （８）　川西町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （９）　庄内町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ (10)　遊佐町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ ２　－略－	（４）　大石田町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （５）　金山町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （６）　最上町の地域のうち、次のＡ区域及びＢ区域の全地域 イ及びロ　－略－ （７）　真室川町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （８）　高畠町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ （９）　川西町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ (10)　庄内町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ (11)　遊佐町の地域のうち、次のＡ区域、Ｂ区域及びＣ区域の全地域 イ～ハ　－略－ ２　－略－